

一般社団法人健康応援隊定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人健康応援隊と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人の事務所は、主たる事務所を岐阜県各務原市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、管理栄養士をはじめとする健康に関する有資格者の知識と技術を人々の心と体の健康に役立つ価値を提供すると共に社会に還元し、食と健康に関する活動を推進することにより会員のスキルアップと社会復帰を支援し、食・栄養を通じて人々の健康生活の普及向上を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 健康講座、料理教室の開催
- 2 健康に関するイベントの企画、開催
- 3 健康情報の配信
- 4 会員向けのライブラリ機能の作成
- 5 研修セミナーの開催
- 6 次の各号に関する請負業務
 - (1) 講演会、健康講座、料理教室の講師
 - (2) 献立管理及びレシピ作成
 - (3) 栄養指導及び相談、栄養計算等の栄養管理
 - (4) 健康情報に関する資料の作成
 - (5) スタッフのイベントへの出張
 - (6) 食品製造業に対する栄養成分の表示の支援
 - (7) 飲食店に対するスマートミール認証取得、アレルギー表示、介護食のアドバイス
- 7 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 1 6 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 1 7 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1 0 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 1 8 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 1 9 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 2 0 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 2 1 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 2 2 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 3 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 2 4 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の不分配)

第 2 5 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第26条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 岐阜県各務原市入会町4丁目7番地
高山菜々子

設立時理事 岐阜県岐阜市柳津町上佐波2丁目255番地3
宮脇美佳

設立時代表理事 岐阜県各務原市入会町4丁目7番地
高山菜々子

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 岐阜県各務原市入会町4丁目7番地
高山菜々子

設立時社員 岐阜県岐阜市柳津町上佐波2丁目255番地3
宮脇美佳

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人健康応援隊設立のため、設立時社員高山菜々子及び宮脇美佳の定款作成代理人である司法書士横山雅之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和元年7月19日

社員 岐阜県各務原市入会町4丁目7番地
高山菜々子

社員 岐阜県岐阜市柳津町上佐波2丁目255番地3
宮脇美佳

上記発起人の定款作成代理人

岐阜県各務原市那加不動丘二丁目43番地 牧田ビル2階
司法書士 横山雅之